

下松地政第1号  
令和5年1月18日

下松市自治会連合会  
会長 田中 豊 様

下松市長 國井 益雄



### 要望書について（回答）

令和4年11月22日付けで要望のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

#### 記

#### 1. 市との「協働によるまちづくり」について

##### (1) 組織活動・地域活動に対する支援の充実について

###### 【回答】

自治会は、安全・安心で住みよい地域づくりの基盤となるコミュニティ組織として重要な役割を担っており、多様化・複雑化する地域の課題に総合的に対応するためには、自治会との協働によるまちづくりは不可欠であります。市政推進のパートナーである貴会とのさらなる連携を図る中で、各自治会の持続的な運営と組織の活性化に向けて、より良い協働のあり方について検討するとともに、様々な面からの効果的な支援の充実に努めてまいります。

##### (2) 「市長と地域の井戸端会議」の継続開催について

###### 【回答】

貴会との協働により令和元年度に開催した「地域との井戸端会議」では、住民の皆様から地域づくりに関する貴重なご意見やご提言を直接お聞かせいただき、「オールくだまつ」による協働のまちづくりを推進する上で大変有意義であったと実感しております。引き続きこうした対話による広聴の機会を大切にし、市政運営に反映させてまいりたいと考えております。

今後の開催につきましては、実施の形式・手法やテーマなどについて貴会とも十分に検討する中で、総合的に判断してまいります。

(3) 地域担当職員制度導入について

【回答】

令和3年5月に導入した本制度につきましては、現在、笠戸島の本浦地区と深浦地区において、6名の地域担当職員が地域と行政との橋渡し役として、地域が抱える課題等の解決に向けて活動しているところであります。対話を通して地域との良好な関係性を構築することにより、徐々にではありますが着実に制度の成果が表れてきているものと考えております。

現時点では、導入地域での活動を振り返りさらに充実・定着させていくよう取り組んでいる段階ですので、他の地域への展開については住民の意向や受け皿等の状況を見極めながら慎重に検討してまいります。

2. 生活環境について

(1) 野良犬・野良猫および獣害（猪、猿、熊）対策について

【回答】

野良犬対策につきましては、直接捕獲については県が所管し、本市では檻の貸出しを行うなど、県と連携・協力して野良犬の捕獲に取り組んでおり、令和3年度は174頭を捕獲し、市内の生息数は減少傾向となっております。今後、さらなる減少に向けて県・市の連携及び市民の皆様のご協力のもと粘り強く対応してまいります。

また、野良犬・野良猫が増える原因は、飼い主の無責任な遺棄の他、むやみなエサやりが大きな要因として挙げられますので、引き続き、広報等やホームページを通じて終生飼養やマナーアップについての啓発やパトロールの実施を行ってまいります。

獣害（猪、猿、熊）対策につきましては、下松市鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲や防除柵設置の支援により、被害防止に取り組むとともに、猪、猿、熊を発見した場合の注意事項などを市ホームページ等により周知しているところであります。

引き続き、地域住民の方や、下松市鳥獣被害対策実施隊と連絡を密にしながら、被害防止に努めてまいりたいと考えております。

(2) 雑草対策・樹木の伐採について

・旗岡地区 バイパス沿い法面について

【回答】

道路管理者である国土交通省(山口河川国道事務所防府維持班)において、既に対応済となっております。

- ・中央地区 金輪公園の樹木について

**【回答】**

金輪街区公園につきましては、地元自治会のご協力もあり、常に綺麗に管理していただき、感謝申し上げます。

維持管理につきましては、定期的な剪定を行っておりますが、樹木もかなり大きくなっており、落葉の量も多くなっていると認識しております。公園内の3本の間伐につきましては、現地を確認いたしまして、今後の対応を検討させていただきます。

- ・中央地区 駅前通りの楠木について

**【回答】**

市道北駅通りの街路樹（クスノキ）は、落葉により沿線住民の皆様にご負担をお掛けしている状況もあり、平成24年度から行ってきた間伐により、現在30本(当初69本)が生育し、本市の玄関口である下松駅前において、良好な景観となる並木を形成しております。クスノキの伐採と他の植樹につきましては、早期の事業化は困難ではありますが、引き続き、定期的な剪定や、落葉時の清掃を行ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

今後も、下松駅前の良好な景観を維持できるよう取り組んでまいります。

- ・久保地区 護岸ブロックの補修や樹木伐採について

**【回答】**

本市から当該河川を管理する山口県（周南土木建築事務所）に進達し、下記のとおり回答をいただいております。

県管理河川においては定期的に巡視・点検を行い、川の流れを阻害する樹木や護岸に変状があるなどの異常箇所は順次対応しているところですが、引き続き限られた予算のもと、優先度の高い箇所から対応してまいります。

- ・中村地区 岩徳線の法面について

**【回答】**

本市から岩徳線を管理するJR西日本（徳山施設管理センター）に進達し、下記のとおり回答をいただいております。

管理延長が長いため、定期的な草刈作業は出来兼ねますが、除草薬の散布であれば、年1回の対応は可能です。

- ・中村地区 国道2号線（周南バイパス）法面について

**【回答】**

本市から道路管理者である国土交通省（山口河川国道事務所防府維持班）に進達し、下記のとおり回答をいただいております。

除草については1年間に1回の頻度で除草することとしております。

要望をいただきました箇所についても国道の歩道に支障となる箇所、近接する住居や電灯用電線、照明等の支障となる箇所について、今後も除草の対応を致します。

- ・中村地区 国道2号線（山手団地の入り口前）中央分離帯について

**【回答】**

本市から道路管理者である国土交通省（山口河川国道事務所防府維持班）に進達し、下記のとおり回答をいただいております。

要望をいただきました箇所につきまして、過年度に防草シートを貼り付けた物がありますが、破損して機能していない状況です。今年度中に防草シートの張り替えの対応を致します。

- ・笠戸島地区 県道笠戸島線の維持管理について

**【回答】**

当該箇所の草刈りや枝打ちなどの維持管理は、要望を受けてからその都度対応を取っているところでありますが、今後は、不法投棄防止を考慮し、定期的な草刈りを実施してまいります。

なお、恒久的な対策は、路肩部に高さのある柵を設ける方法や、住民や関係者以外の通行を制限する等の方法が考えられますが、対策費用の確保、地元住民やバス路線に伴うバス事業者との協議も必要になりますので、今後、検討してまいりたいと考えております。

また、ごみの不法投棄につきましては、現在、法律の罰則強化などにより、大規模な不法投棄は少なくなりましたが、ポイ捨てなどの小規模な不法投棄は市内各地で見受けられており、対策に苦慮しているところであります。不法投棄の処分は原則土地の管理者が行うことになっており、市の管理地については、管轄する部署において早急に対処しているところであります。

しかしながら、道路から入り込んだ場所については、管理者不明や危険な場合が多くすべてに対応することは費用や時間の面で非常に困難な状況であります。

引き続き、看板の配布、広報・ホームページ等によるマナーアップの啓発を粘り強く行ってまいりたいと考えております。

### (3) 高齢化対策・福祉について

#### ① 高齢者のごみ出し支援について

##### 【回答】

高齢化社会に対応したごみ出し支援につきましては、高齢者等のみで構成される世帯の大型ごみの戸別収集を継続するとともに、分かりやすいごみの分別の仕方について、周知方法の工夫を検討しているところであります。

今後も、ごみ出し支援体制の構築を目指し、調査や検討を進めてまいりたいと考えております。

#### ② 移動支援について

##### 【回答】

本市の公共交通につきましては、「下松市地域公共交通網形成計画」に基づき、公共交通事業者や学識経験者などで構成される「下松市地域公共交通活性化協議会」におきまして検討・協議を行いながら、具体的な施策の推進に着実に取り組んでおります。

久保地区のみならず、市内において交通不便地域が存在しており、地区の実情に応じた移動手段の確保については喫緊の課題であると認識しております。

今後は、高齢者をはじめとした交通弱者への移動手段の確保のため、引き続き、自治会や協議体等の皆様と協働して様々な移動手段の有効な活用の検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、今年度は「下松市地域公共交通計画」の策定を進めておりますので、効果検証によって得られた課題を踏まえつつ、本市の実情に沿った持続可能かつ利便性の高い公共交通の構築に向けて、鋭意取り組んでまいります。

### (4) 空き家対策について

##### 【回答】

個々の財産である空き家等については、第一義的な責任を有するその所有者等に対して、引き続き、情報提供や助言・指導等を行いながら、周辺の

生活環境の保全を図るための自発的な維持管理を求めてまいります。

(5) 情報過疎地域の解消について

【回答】

社会のデジタル化が急速に進む中、市内の一部地域で光ファイバケーブルが整備されていないことは、情報格差の観点から本市の重要な課題の一つであると認識しております。早期の整備を望む地域のご要望は十分承知しており、これまでも整備に向けた検討を重ねてまいりました。しかしながら、多額の事業費をはじめ整理すべき問題は多く、維持管理費などの将来負担も見据えた検討が必要であることから、先般も通信事業者と協議の場を設け、意見交換や情報共有などを図ったところであり、今後も通信事業者と連携し多角的な検討を一層進めてまいります。

一方、国においては「デジタル田園都市国家構想」のもと、全国の光ファイバケーブルカバー率を令和9年度末までに99.9%とすることを目標に掲げていることから、国の補助制度の動向を注視し、補助要件の拡充・緩和についてあらゆる機会をとらえて国・県に強く求めてまいります。

また、光ファイバケーブルによらないインターネットの利用方法についてご案内するなど、地域住民の皆様のご不安やご心配の解消に努めてまいります。

(6) 環境衛生について

【回答】

自治会の皆様には、ごみステーションの美化・維持管理にご協力をいただき、大変感謝をしております。

本市では、家庭ごみの収集をステーション方式で行っており、ごみ収納容器等は、衛生的にごみを排出いただくために必要な物品であると認識しております。ごみステーションの設置に係る費用に対する補助金につきましては、他の自治体の事例を調査研究したいと考えております。

(7) 公園の設置について

【回答】

ご要望のありましたひらた望町周辺には、東河原公園と望町四丁目公園を、隣接地区には、平田東公園と瑞穂町一丁目公園を設置しておりますが、末武地区は新築住宅等も増加しております。公園に対する需要も増えていることから、新たな公園の設置につきましては、他の地区とのバランスを

図りながら、公園適地の調査も含め検討してまいります。

### 3. 安心安全の確保

#### (1) 防災関係について

##### ① 防災行政無線について

###### 【回答】

防災行政無線が、スピーカーからの距離や天候などにより聞き取りにくい状況が生じていますが、この状況を完全に解消することは技術的な面等から現時点では非常に困難であります。

本市では、防災行政無線自体の課題を踏まえ、「くだまつメール」による避難情報等のお知らせや、「防災ラジオ」による防災行政無線と同内容の緊急放送、「電話」による防災行政無線の放送内容自動応答サービス（0833-48-5007）等を利用し、防災情報を発信してきたところです。今後も様々な情報伝達手段を活用し、迅速な防災情報の発信に努めてまいります。

##### ② 防災メールについて

###### 【回答】

市政情報のさらなる充実を目指し、11月から従来の「防災メール」を拡充した「くだまつメール」を導入したところです。QRコードや空メール送信による登録方法に変更はありませんが、登録が難しい方に対しましては、職員が電話、窓口において適切に対応いたします。

また、LINEアプリの導入につきましては、情報配信手段の多様化の観点からも重要であると考えており、今後の導入に向け、検討してまいります。

引き続き、情報弱者に配慮した情報発信に努めてまいります。

#### (2) 道路・河川の整備（拡幅等）について

##### ① 旗岡地区全体の生活歩道について

###### 【回答】

現地を確認したところ、舗装の老朽化がみられました。計画的に舗装の補修工事を行います。

##### ② 平田川沿い通学路の舗装の傷み等について

###### 【回答】

現地を確認したところ、路肩の崩れについては、既に補修済みです。舗装

の傷みについては、舗装の補修工事を行います。

防護柵には、車両用防護柵（路面から0.6m～1.0m）と歩行者自転車用防護柵（路面から1.1m）の2種類あります。当該箇所は、児童・生徒が通る通学路であります。車両も通行するため、より強固な車両用防護柵を設置しております。

③ 本町・元町西の歩道の石畳・縁石の変形について

【回答】

現地を確認したところ、インターロッキングの破損等がありましたので、計画的に補修を行います。

④ 市道大手線の未拡幅改良部分の早期整備について

【回答】

安全な通学路を確保するため、歩道整備の必要性は十分認識しております。引き続き、地権者交渉を進めてまいります。

⑤ 末武川西岸の市道について

【回答】

- a. ハンプ等の物理的デバイスを設置することは、速度抑制を図るための有効手段の一つであります。しかし、ハンプ等を設置した場合、隣接する住民から振動や騒音に関する苦情が多く寄せられている事例が、他自治体で多々あることから、ハンプ等の設置は慎重に判断したいと考えております。

また、取り締まりの強化については、管轄する下松警察署へ要望をあげております。

- b. 現地を確認したところ、瑞穂町2丁目20番付近の交差点については、見通しが十分に確保されており、また、同箇所は、「止まれ」の交通規制標示があるため、カーブミラーの設置はできません。

瑞穂町3丁目8番付近の交差点については、対象箇所は生活道路であるため、市で対策工事を行う場合は、地元負担金が必要になります。設置要件は満たしていますが、事前調査において、カーブミラーの支柱を立てる場所の地権者からの同意が得られなかったため、カーブミラーの



設置は難しいと考えております。

- c. 当該箇所は、昨今、宅地造成等により車の往来が多く、かつ道路幅員が狭く離合する箇所がないことから、次年度以降、水路への蓋掛け改良工事を検討してまいります。

⑥ 市道中央線について

【回答】

朝夕の通勤ラッシュ時に当該箇所まで渋滞していることが見受けられます。特に西側の要望箇所は、車線を閉塞する頻度が高いことから、外側1車線に停車をしないよう路面標示を行います。

⑦ 市道菅沢線について

【回答】

現地を確認したところ、水路高が1.2mあるため、安全対策としてポストコーンを設置し、注意喚起を図りたいと考えております。県道側の水漏れについては、渇水期であるため水漏れは見られませんでした。山水が原因であると思われるため、次年度に山水が多い時期に再度現地を確認し、必要性が認められれば対策を講じたいと考えております。

(3) 街路灯の設置について

① 都市計画道路大海線について

【回答】

道路に設置されている照明灯は、交通事故防止を目的として道路管理者が設置する街路灯と、防犯を目的として自治会の申請で設置する防犯灯に区分されます。

街路灯は、国の基準に基づき、交差点部や横断歩道部に設置します。当該箇所につきましては、開通区間両端の交差点部には既に街路灯を設置しており、開通区間内には横断歩道も無いことから、追加の街路灯設置は難しいと考えております。

なお、本市では、自治会に対して防犯灯の設置助成を行っております。要望箇所は防犯灯の設置基準を満たしていることから、防犯灯の設置を希望する場合は当該制度の利用を自治会でご検討ください。

② 旧花岡保育園について

【回答】

花岡公民館講堂建替え工事に伴い、旧花岡保育園を資材保管場所及び現場事務所として使用するため、令和3年12月から園庭に設置されている街灯を再点灯しております。

工事完了の令和5年3月6日までは夜間点灯し、その後については、通行する生徒、住民の交通安全確保のため、関係部局において協議、調整の上、引き続き点灯する予定としております。